

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

令和4年10月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200076号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200041号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年10月31日から平成5年5月13日に訂正し、平成4年10月から平成5年4月までの標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成4年10月31日から平成5年5月13日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年10月31日から平成5年5月頃まで

厚生年金保険の記録によると、A社に係る資格喪失年月日が平成4年10月31日となっているが、私は、請求期間においても同社に継続して勤務し、給与も支給されていた。

給与明細書等を提出するので、調査の上、請求期間をA社の厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の請求期間に係る給与明細書及び平成5年分給与所得の源泉徴収票並びに雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年10月31日より後の平成5年5月13日付けで、喪失年月日を遡って平成4年10月31日と記録されていることが確認できる上、請求者と同様に、平成5年5月13日付けで、喪失年月日を遡って平成4年10月31日と記録されている者が10名、同じく平成5年5月13日付けで、当初、平成4年10月31日より後の日付で記録されていた喪失年月日を遡って同年10月31日に訂正されている者が5名確認できる。

また、A社は、上記のとおり、平成4年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿謄本により、同社は現在においても法人事業所であることが確認でき

る上、雇用保険の加入記録によると、同社における離職日が平成5年10月31日であることが確認できる元従業員は、少なくとも自身が退職する頃までは同社は業務を続けていたと思う旨陳述していることから、同社は、請求期間においては、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、A社の複数の元従業員は、平成4年ないし平成5年当時の同社は経営不振であった旨回答又は陳述している上、同社の庶務及び給与計算担当者は、請求期間当時、同社は社会保険料を滞納していたと回答及び陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成4年10月31日を厚生年金保険の被保険者資格の喪失日とする処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理が行われた平成5年5月13日であると認められる。

また、請求者の平成4年10月から平成5年4月までの標準報酬月額については、オンライン記録により確認できる平成4年10月の定時決定の記録から、34万円とすることが必要である。